載 運

IFRS及びIASの解説



第27回 IAS第19号「従業員給付」

星野 公認会計士

現行のIAS第19号「従業員給付」(以下「IAS第19号」という。)は、平成10年2月に国際会計基準委員会 (IASC) から公表された従業員給付に関する包括的な基準である。我が国においても、平成9年6月に、企 業会計審議会から「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表され、翌年の平成10年6月に、いわ ゆる会計ビックバンの象徴的な会計基準として、同審議会から、「退職給付に係る会計基準の設定に関する 意見書」が公表され、IAS第19号の中の1つの区分である「退職後給付」と類似した「退職給付に係る会計 基準」が、IAS第19号とほぼ同時期に導入されている。本稿の読者におかれては、退職給付会計には既に馴 染みがあるものと思われる。したがって、本稿においては、IAS第19号における退職後給付の基本的事項を 確認するとともに、特徴的な点を中心に説明することにしたい。また、現在、国際会計基準審議会(IASB) は、IAS第19号を見直すプロジェクトを進行させており、平成20年3月に、ディスカッション・ペーパー 「IAS第19号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」を公表し、平成22年4月には、ディスカッション・ ペーパーの中で提案された項目のうち、比較的意見がまとまっている回廊アプローチの削除と包括利益計算 書における数理計算上の差異の表示を重要な改訂事項として提案するとともに、現行基準の実務上の問題の 明確化と開示内容の充実を提案する公開草案「確定給付型制度-IAS第19号の改訂案」(以下「公開草案」 という。)を公表していることから、公開草案の内容についても説明することにしたい'。なお、本文中の意 見に関する部分は筆者の私的見解であることにご留意いただきたい。

IAS第19号の適用範囲と 処理区分

(1) 適用範囲

IAS第19号は、IFRS第2号「株式 報酬」が適用される従業員給付を除 く、すべての従業員給付に対する事 業主の会計処理に適用される。年金 制度自体の事業主への報告基準は、 IAS第26号「退職給付制度の会計及 び報告」で取り扱われている。IAS 第19号において、従業員給付とは、 従業員が提供した勤務と交換に、企 業が与えるあらゆる形態の対価と定 義されている。つまり、従業員の役 務提供のあらゆる形態の対価である。 ここでの従業員には、役員及びその

他の経営幹部も含まれ、役務提供し た直接の従業員に対する給付のみな らず、当該従業員の配偶者、扶養者 に対する給付も含まれる。また、対 価には、現金給付のみならず、退職 後医療給付といった現物給付も含ま れる。

(2) 処理区分

IAS第19号は、会計処理の対象と なる従業員給付を次の4つの区分に 分けて、それぞれ会計処理を規定し ている。対象となる従業員給付が、 この中の4つの区分のどれに該当す るかで、会計処理が異なることに留 意する必要がある。

短期従業員給付

- 2 退職後給付
- 3 その他の従業員給付
- 4 解雇給付

我が国における「退職給付に係る 会計基準」は、退職給付に焦点を当 て、IAS第19号のうち、上記「2 退職後給付」を取り扱った基準であ るが、IAS第19号は、従業員給付を 対象にしており広範囲となっている。

(公開草案)

公開草案においては、現行のIAS 第19号が、上記の4つの区分に分け て規定されているのに対して、次の 3つの区分に変更する提案がされて いる。つまり、現行基準における退 職後給付とその他の従業員給付につ

いて、長期従業員給付として統合する提案がなされている。この結果、 公開草案における処理区分は、次の 3つになる。

- 1 短期従業員給付
- 2 長期従業員給付
- 3 解雇給付

この処理区分の変更により、現行 基準におけるその他の従業員給付の 処理に影響が及ぶことになるが、そ の詳細は次の「2 退職後給付以外 の従業員給付」にて説明したい。ま た、短期従業員給付と長期従業員 付の区分については、従業員が関連 するサービスを提供する報告期間の 終了する前に、負債が決済されるら 類に関する経営者の期待に基づく分 類とすることが提案されている。

退職後給付以外の従業員給付

退職後給付については、次の章から詳細に説明することとし、ここでは、退職後給付以外の従業員給付について簡単に説明することにしたい。

(1) 短期従業員給付

現行のIAS第19号において、短期 従業員給付とは、従業員が関連する サービスを提供する期間の終了後12 か月以内に決済される解雇給付以外 の従業員給付をいう。通常の賃金、 給料、賞与、有給休暇等が短期従業 員給付の対象となり、報告期間中に 提供されたサービスに対して、支払 われるであろうと期待される金額を 割引計算せずに認識する。

(2) その他の長期従業員給付

その他の長期従業員給付とは、従 業員が関連するサービスを提供する 期間の終了後12か月以内に決済され ない退職後給付及び解雇給付以外の 従業員給付をいう。長期勤務休暇、 その他の長期勤続給付等がその他の 長期従業員給付の対象となり、その 他の長期従業員給付に対する負債は、 後述する退職後給付と同様であるが、 数理計算上の差異及び過去勤務費用 は即時認識される点で異なっている。

(公開草案)

現行基準におけるその他の長期従 業員給付が、公開草案においては、 長期従業員給付に統合される結果、 次のように処理が変更されることに なる。数理計算上の差異を即時認識 することに変更はないが、現行基準 においては、損益に即時認識される のに対して、公開草案においては、 現行の退職後給付の数理計算上の差 異の回廊アプローチを削除して、そ の他の包括利益に即時認識すること になるために、長期従業員給付の区 分に統合される現行のその他の長期 従業員給付に関する数理計算上の差 異が、損益ではなく、その他の包括 利益として即時に認識されることに なる。

(3) 解雇給付2

解雇給付とは、通常の退職日の前に、従業員の雇用を終了するという 企業の決定又は当該給付と交換に自 発的退職を受け入れるという従業員 の決定のいずれかの結果として支払 われる従業員給付である。解雇給付 の債務を生じさく解雇である。現行 の動務ではなく解雇である。現行 がループの雇用を通常の退職日前に 終了すること、又は、自発的退職を 奨励するための募集の結果として、終 解雇給付を支給することのいずれか について、企業が確約していると を実証できる場合にのみ、解雇給付 を負債及び費用として認識する。ここで確約が実証される場合とは、最低限の項目を含む詳細な公式計画があり、撤回の現実的な可能性がない場合のみとなる。解雇給付の期日が、報告期間後12か月を超える場合には、割引率を使用して割り引かれなければならず、自発的退職を奨励するための募集の場合、解雇給付の測定には、当該募集を受けると予想される従業員数に基づく必要がある。

3 退職後給付

(1) IAS第19号の基本原則と退職後 給付の区分

従業員給付の定義から、従業員給付の対価となる勤務が提供された時点で従業員給付は認識される。また、IAS第19号において、退職後給付は、確定拠出型制度又は確定給付型制度のいずれかに分類され、処理されることになる。

(2) 確定拠出型制度

確定拠出型制度とは、企業が他の 事業体(基金)に確定した掛金を支 払い、当該基金が、当期及び過年度 の従業員の勤務に関連するすべての 従業員給付を支払う十分な資産がな い場合でも、追加の掛金を支払う法 的又は推定的な義務を負わない退職 後給付制度である。会計期間におい て、従業員が勤務を提供した場合、 当該勤務と交換に、確定拠出制度に 支払うべき掛金を次のように認識す る。

(a) 既に支払った掛金を控除した 後の負債、もし、既に支払った 掛金が報告期間の終了前の勤務 に対する掛金を超える場合、当 該超過額は、将来の支払額の減 少又は返還となる範囲で資産と して認識する、かつ

(b) 他の基準で資産の原価の中に 含めることを要求しているか、 又は、許容している場合を除い て、費用として認識する。また、 確定拠出型制度に関する費用と して認識した金額を開示する。

(3) 確定給付型制度

確定給付型制度とは、確定拠出型 制度以外の退職後給付制度をいう。 つまり、現行のIAS第19号において、 従業員給付が退職後給付に該当する 場合、まずは、確定拠出型制度に該 当するか否か検討し、該当しない場 合の退職後給付制度は、確定給付型 制度になる。確定給付型制度に該当 した場合、以下に示す複雑な処理が 求められることになる。

1 確定給付債務の現在価値の測定

確定給付債務の現在価値及び当期 の勤務費用を測定するためには、保 険数理計算による評価方法を適用し、 保険数理計算上の仮定を設定して、 勤務期間に給付額を帰属させる複雑 な手続が必要となる。IAS第19号で は、確定給付債務の現在価値の測定 に当たっては、年金数理人の関与を 強制してはいないが、複雑な計算手 続となることから、通常、年金数理 人の関与が必要となるものと考えら れる。

(a) 保険数理計算に基づく評価方法 の適用

保険数理計算に基づく評価方法と して、予測単位積み増し方式を用い て、確定給付債務の現在価値及び当 期の勤務費用を決定し、場合によっ ては、過去勤務費用を決定する。予 測単位積み増し方式とは、各勤務期 間を追加一単位の給付受給権とみな して、最終の債務を積み上げるため に、各単位を個別に測定する方法で

ある。

(公開草案)

公開草案においては、当期及び過 去勤務費用に関して、従業員から受 領する予定の掛金の現在価値は、確 定給付債務の決定に含まれ、また、 現存する積立不足を減少させるか、 又は、解消させるという従業員に対 する負担の要求の影響(リスク・シェ アリング) は、確定給付債務の測定 に含まれることが明確にされた。

(b) 保険数理計算上の仮定

現行のIAS第19号においては、保 険数理計算上の仮定について、次の 2つの区分に分けて規定されている。 まず、人口統計上の仮定としては、 雇用中及び退職後の死亡率、従業員 の退職、身体障害及び早期退職の比 率、受給資格を得るであろう被扶養 者を有する制度加入者の比率及び医 療給付制度による支払請求率がある。 次に、財務上の仮定としては、確定 給付債務を割り引くために使用され る割引率、将来の給与及び給付水準、 医療給付の場合における将来の医療 費及び制度資産の期待収益率がある。 なお、財務上の仮定については、報 告日現在において、債務を決済する 期間にわたる市場の予測に基づいて 行わなければならない。IAS第19号 は、医療給付も対象としていること から、我が国では馴染みのない基礎 率も保険数理計算上の仮定の例示に 含まれているが、ここでは、昇給率、 死亡率、割引率について、簡単に説 明することにしたい。期待収益率に ついては、後述することにする。

(i) 昇給率

IAS第19号における昇給率につ いては、インフレーションの影響 を加味することが必要となる。ま た、昇進や雇用市場における需要

と供給のようなその他の関連する 要素も考慮することが必要となる。

(ii) 死亡率

現行のIAS第19号においては、 人口統計上の仮定として、雇用中 及び雇用後の死亡率と規定してい るのみである。

(iii) 割引率

確定給付債務を割り引くために 使用する割引率は、報告期間末に おける格付けの高い優良社債の市 場利回りを参照して決定しなけれ ばならない。当該社債について、 厚みのある市場が存在しない国に おいては、国債の市場利回りを使 用しなければならない。割引率に は、数理計算上のリスク、投資リ スク又は当該企業の信用から生じ る企業固有の信用リスクは反映さ せてはならず、時間的価値を反映 させる。IFRSにおいては、随所 に割引の概念を使用することが求 められているが、IAS第19号にお ける確定給付債務を割り引くため に使用する割引率は、IAS第17号 「リース」において、借手が最低 リース料総額の現在価値を算定す る場合に使用され得る借手の追加 借入利子率やIAS第36号「資産の 減損」において、使用価値の算定 において、将来キャッシュ・フロー の見積りの現在価値を計算する場 合の考慮要素として認められてい る当該企業の加重平均資本コスト (IAS第36号においても直接的に 使用することはできない)とは異 なり、企業固有の信用リスクやデ フォルトリスクを反映させること はできない。また、割引率は、給 付支払の時期の予想に応じた複数 の割引率を使用することを原則と するが、実務上は、給付支払の時 期と金額の予想及び給付が支払われる通貨を反映した単一の加重平均割引率を適用することも同一の結果となることが規定されている。(公開草案)

公開草案においては、人口統計上の仮定の例示として、制度の規約において、選択可能な決済の各オプションを選ぶ制度加入者の比率が追加されている。また、人口統計上の仮定の変動から生じた確定給付債務の変動は、勤務費用ではなく、確定給付債務における数理計算上の差異として再測定の要素とする提案がされている。さらに、死亡率については、雇用中及び雇用後の制度加入者の予想死亡率の現在の見積りであるという明確化がされている。

(c) 保険数理計算上の仮定の整合性相互に関連する要素間においては(例えば、インフレ率、昇給率、割引率及び期待収益率において)、偏りのない、相互に整合する仮定を使用する必要がある。つまり、インフレーションの影響は、昇給率の見積りに考慮されることから、考慮したインフレーションの影響は、要素間において経済的な関係を反映する場合には、割引率及び期待収益率にも反映させる必要があることに留意す

る。

(d) 確定給付債務の期間帰属方法

IAS第19号においては、確定給付 債務の現在価値を決定するために、 制度の給付算定式に基づいて、勤務 期間に給付を帰属させる。ただし、 後期の年度における従業員の勤務が、 初期の年度よりも、著しく高い水準 の給付を生じさせる場合には、従業 員による勤務が制度における給付を 最初に生じさせる日から(当該給付 が将来の勤務による条件付きか否か に関わらず)、従業員によるそれ以 降の勤務が、昇給を除いて、制度に おける重要な追加の給付金額を生じ なくなる日まで、定額法で給付を帰 属させる必要がある。なお、我が国 における現行の退職給付に係る会計 基準においては、退職給付見込額を 全勤務期間にわたり、一定額帰属さ せる期間定額基準による方法が原則 となっており、IAS第19号の給付算 定式、定額法のいずれとも異なって いる(期間帰属方法のイメージにつ いては、図1を参照されたい)。な お、平成22年3月に、企業会計基準 委員会から公表された公開草案「退 職給付に関する会計基準(案)」に おいては、コンバージェンスの観点 から、期間定額基準と給付算定式に

よる方法の選択適用を認めることが 提案されている。

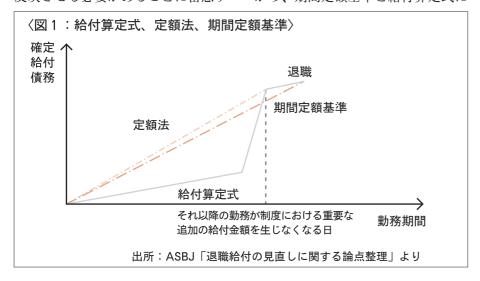
(公開草案)

期間帰属方法として、勤務の後期 に著しく高い水準の給付を生じさせ るかの判断、つまり、定額法が適用 されるか否かの判断について、現行 のIAS第19号においては明確ではな かったが、公開草案では、この判断 をするに当たっては、すべての給付 の水準に影響を与えるすべての要素 を考慮する必要があり、期待される 将来の昇給の増加率や業績目標にお ける偶発的給付の最善の見積りにつ いても考慮することが明確にされた。 この結果、昇給率については、イン フレーションの影響も考慮すること になるため、インフレーションの影 響についても、定額法が適用される か否かの判断に含められるものと考 えられる。

2 制度資産

(1) 定義及び処理

制度資産とは、長期従業員給付基 金が保有する資産及び適格な保険証 券をいう。IAS第19号は、制度資産 の定義について、主に、当該制度の 従業員給付の支払いと拠出のために 存在し、企業が倒産しても当該企業 の債権者に利用されることがない等 の要件を長期従業員給付基金が保有 する資産及び適格な保険証券のそれ ぞれに定めている。制度資産は、報 告日の公正価値で評価され、財政状 態計算書において確定給付負債の金 額を決定する場合、確定給付債務の 現在価値から控除される。制度資産 の市場価格が入手できない場合、制 度資産の公正価値は、例えば、制度 資産に関連するリスクと当該資産の 満期日又は処分が予想される日の両 方を反映する割引率を使用して、期



待将来キャッシュ・フローを割り引 くことによって見積もる必要がある。 制度資産の定義を満たさない保険証 券については、確定給付債務を決済 するために要求される支出のすべて 又は一部を他の企業が補填すること がほぼ確実である場合のみにおいて、 償還権として、当該資産を公正価値 で測定し、別個の資産として認識す る。したがって、制度資産に該当す る場合と異なり、確定給付債務の現 在価値と相殺することはできない。 その他のすべての点については、制 度資産と同様に取り扱われる。

(2) 期待収益

期待収益とは、確定給付債務を測 定するために保険数理計算に含めて 使用したもの以外の管理費用及び当 該制度により支払う税金を控除した 後の制度資産における利息、配当、 実現及び未実現の利得又は損失を含 むその他の収益である。期待収益は、 損益の中で認識される項目の1つで あり、実際収益との差額は、数理計 算上の差異となる。期待収益は、関 連する債務の全期間に及ぶ収益とし て、報告期間の期首における市場の 予測に基づいて決定する。期待収益 には、報告期間中における基金への 掛金の支払い及び基金からの給付額 の支払いの結果として、制度資産の 公正価値の変動を反映させる。

(公開草案)

公開草案においては、現行基準に おける制度資産に対する期待収益は、 損益として認識しないことが提案さ れている。期待収益を廃止する一方 で、期中の重要な変動を考慮した純 額の確定給付負債(資産)に、確定 給付債務を割り引くために使用した 割引率を乗じて、純額の利息収益 (費用)を財務収益(費用)として

損益の区分に計上することが提案さ れている。損益の区分に計上した財 務収益(費用)と実際収益との差額 は、再測定要素として、その他の包 括利益に計上されることになる。期 待収益を損益に計上することを廃止 した理由として、IASBは、経営者 の主観によることが多い期待収益率 の問題を排除できることや、割引率 の使用により、貨幣の時間的価値を 反映した損益が計上される利点があ るとしている。この改訂の提案によ り、一般的には、期待収益率は、割 引率よりも高く設定されることから、 現行基準と比較して、純利益が減少 することが予想される。期待収益の 廃止に伴い、制度資産の期待収益率 は、財務上の仮定から削除される提 案がされている。

また、管理費用について、現行の 基準においては、期待収益の定義か ら、保険数理計算の仮定に含めるこ と、又は、制度資産の期待収益から 控除することのいずれかの処理がで きたが、公開草案においては、管理 費用について、その性質に応じて、 制度資産の管理に関するものと給付 の支払いと請求に関するものを分け て、前者は制度資産の収益から控除 し、後者は保険数理計算の仮定に反 映することの明確化がされ、財務上 の仮定の例示の1つとして追加され ている。

3 過去勤務費用

(1) 定義

過去勤務費用とは、退職後給付又 はその他の長期従業員給付の導入又 は変更から生じる過去の従業員の勤 務に関する確定給付債務の現在価値 の当期における変動をいう。過去勤 務費用は、正の値(制度が導入され た場合、確定給付債務の現在価値が 増加する変更がされた場合)又は負 の値(確定給付債務の現在価値が減 少する変更がされた場合)となる。

(2) 処理

現行のIAS第19号において、過去 勤務費用は、当該給付の権利が確定 するまでの平均期間にわたり定額法 によって費用として認識する。ただ し、制度の導入又は変更の直後に既 に権利が確定している給付の範囲に おいては、即時に認識する。現行の IAS第19号においては、正の過去勤 務費用又は負の過去勤務費用に関わ らず、受給権未確定分については、 受給権確定までの平均期間にわたり 定額法で処理する遅延認識の方法が 規定されている。また、将来の勤務 に対する給付を減額する制度の改定 の影響は、過去勤務費用ではなく、 後に説明する縮小に該当することに 留意する必要がある。

(公開草案)

公開草案においては、純額の確定 給付負債(資産)の変動を即時認識 することから、すべての過去勤務費 用を即時に認識することが提案され ている。したがって、現行基準にお ける受給権未確定分について、受給 権確定までの平均期間にわたり定額 法で遅延認識することを廃止する提 案がされている。この改訂の提案に 合わせて、現行基準において、定義 の中で示されていた当期勤務費用と 過去勤務費用は、公開草案において は、勤務費用に含まれる概念として 定義されている。

4 数理計算上の差異

数理計算上の差異は、実績による 修正(事前の保険数理計算上の仮定 と実際の発生による差異の影響)及 び保険数理計算上の仮定の変更によ る影響から生じる。この数理計算上

の差異の処理について、現行のIAS 第19号は、大きく分けると、次の3 つの方法を規定しており、企業はど の方法を採用するかについて、選択 することが認められている。

- 1 回廊(コリドール)アプローチ
- 2 回廊アプローチよりも、より 早期に認識することになる規則 的な方法
- 3 発生した期間において、その 他の包括利益として認識する方法

(1) 回廊 (コリドール) アプローチ

回廊とは、前報告期間末における (制度資産を控除する前の) 確定給 付債務の現在価値の10%、又は、当 該日における制度資産の公正価値の 10%のいずれか大きい方である。前 報告期間末における未認識の数理計 算上の差異の正味累積額のうち、当 該回廊を超過する部分について、当 該制度に参加している従業員の予想 平均残存勤務期間で除した額を認識 する方法が回廊 (コリドール) アプ ローチである。すなわち、現行の IAS第19号において回廊アプローチ を採用した場合、回廊という範囲内 にある数理計算上の差異については、 認識する必要はなく、回廊を超えた 部分について、従業員の予想平均残 存勤務期間で除した額を遅延認識す るアプローチを採用することができ る。なお、回廊は、前報告期間末に おける確定給付債務の現在価値の10 %、又は、制度資産の公正価値の10 %のいずれか大きい方であるため、 毎期一定額とは限らず、期間ごとに その範囲が変動する可能性があり、 未認識の数理計算上の差異の正味累 積額が回廊の範囲内にある限りにお いて、認識する必要はない。また、 回廊は、確定給付型制度ごとに個別

に計算され、適用されなければならない。

(2) より早期に認識することになる 規則的な方法

企業は、回廊アプローチよりも、より早期に認識することになる規則的な方法を継続的に適用することができる。例えば、回廊を超過した金額を即時に認識する規則的な方法や、たとえ回廊の範囲内にある金額であっても認識する規則的な方法、また、発生時に即時に損益として認識する規則的な方法も採用することもできる。

(3) その他の包括利益として認識する方法

企業は、すべての確定給付型制度 及びすべての数理計算上の差異に適 用することを条件として、発生した 期間において、その他の包括利益と して認識する方法を選択することも できる。この方法を選択した企業に ついては、パラグラフ第58(b)項の資 産の上限(詳細は5(2)参照)により 生じる調整額についても、その他の 包括利益として認識する。この場合、 その他の包括利益に認識された数理 計算上の差異及びパラグラフ第58(b) 項の資産の上限により生じる調整額 は、即時に利益剰余金に認識され、 その後の期間においては、損益にリ サイクリングされることはない。

(公開草案)

公開草案においては、純額の確定 給付負債(資産)の変動を即時認識 することから、回廊アプローチは廃 止され、すべての数理計算上の差異 について、再測定の要素として、そ の他の包括利益として即時に認識す ることが提案されている。また、そ の他の包括利益に認識された後は、 直ちに利益剰余金に振替えられ、そ

の後の期間においては、損益にリサ イクリングされることはない^{3・4}。 現行の基準においては、数理計算上 の差異について、回廊アプローチよ りも早期に認識できる方法も採用す ることができることから、数理計算 上の差異について、発生時に損益と して即時に認識することもできるオ プションが認められているが、公開 草案においては、これが削除される 結果となる。また、現行の基準にお いては、数理計算上の差異は、確定 給付債務に関する数理計算上の差異 と制度資産に関する数理計算上の差 異があるが、公開草案においては、 制度資産の期待収益が廃止されたこ とから、数理計算上の差異は、確定 給付債務に関するもののみとなり、 数理計算上の差異とは、実績修正及 び保険数理計算上の仮定の変動の影 響から生じる確定給付債務の変動と して定義し直されている。

5 確定給付負債(資産)の認識

(1) 財政状態計算書

現行のIAS第19号においては、財政状態計算書における確定給付負債 (資産)は、次の①から④の純額と して認識される(パラグラフ第54項)。

- ① 確定給付債務の現在価値
- ② 未認識の数理計算上の差損益 (控除/加算)
- ③ 未認識の過去勤務費用(控除)
- ④ 制度資産の公正価値(控除)

①から④の金額の純額が、正の値となる場合には、確定給付負債が認識され、負の値となる場合には、確定給付資産となる。ただし、確定給付資産となる場合には、IAS第19号の特徴であるパラグラフ第58項の資産の上限(アセットシーリング)の規定が適用となるので留意が必要と

なる。なお、現行のIAS第19号にお いては、脚注にて、未認識項目を除 いて、制度資産の公正価値が確定給 付債務の現在価値を超過する額を積 立超過として定義している。

(公開草案)

公開草案においては、純額の確定 給付負債(資産)の変動を即時認識 することから、数理計算上の差異に 関する回廊アプローチの削除やすべ ての過去勤務費用の即時認識が提案 されている。すべての変動を発生時 に認識することにより、現行基準に おいて認められている未認識項目が なくなることになる。IASBは、こ れにより、財政状態計算書に計上さ れる金額の理解が容易になることや 比較可能性が高まると考えている。 以上の結果、財政状態計算書におけ る純額の確定給付負債(資産)は、 次のように認識されることが提案さ れている。

- ① 確定給付債務の現在価値
- ② 制度資産の公正価値(控除)
- ③ アセットシーリングテスト及 び最低積立要件の影響を考慮

また、公開草案においては、①か ら②を控除したものについて、確定 給付型制度における積立不足又は積 立超過として定義の中で追加してい る。

(2) 資産の上限(アセットシーリン グ) (パラグラフ第58項)

資産の上限について、パラグラフ 第58項は、次のように規定している。

パラグラフ第54項で決定される 金額が、負の値(確定給付資産) となる場合、次のいずれか低い方 の金額で測定しなければならない。

(a) パラグラフ第54項の金額

- (b) 次の金額の合計額
 - (i) 未認識の正味保険数理差損 の累積額及び過去勤務費用
 - (ii) 制度からの返還又は制度へ の掛金減少の形式で入手可能 な経済的便益の現在価値(経 済的便益の現在価値は、確定 給付債務を割り引くために使 用した割引率を使用して決定 する)

フレームワークに記述されている 資産の定義、すなわち、過去の事象 の結果として、企業により支配され、 将来の経済的便益が流入することが 期待される資源ということからすれ ば、本来ならば、資産の上限は、(b) (ii)のみとなるはずであるが、現行の IAS第19号は、未認識項目の遅延認 識を認めていることから、それを考 慮して、資産の上限は、経済的便益 の現在価値と未認識項目の合計額と いう複雑な規定になっている。つま り、未認識項目はフレームワークの 資産の定義と整合しないが、現行の IAS第19号が遅延認識を認めている ために、これを資産の上限に加味し ないと、未認識項目を認識するといっ た論理矛盾が生じることを回避する ためである。また、IAS第19号の基 準本文の中には、ここにいう経済的 便益の内容について、詳細な記述は ないことから、経済的便益のより具 体的な内容について、IFRIC第14号 「IAS第19号-確定給付資産の制限、 最低積立要件及びそれらの相互関係」 において、解釈されている。これに ついては後述することにする。

(3) パラグラフ第58A項

現行のIAS第19号においては、未 認識項目を認めていることから、資 産の上限は、経済的便益の現在価値

と未認識項目の合計額と規定してい るが、その一方において、次のよう な不合理な結果をもたらす可能性が ある。つまり、本来の経済的便益の 増加がないのにも関わらず、未認識 の差損項目の発生により、パラグラ フ第58(b)項の合計額が増加し、利益 を認識するという不合理な結果をも たらす場合がある。また、反対に、 経済的便益の増加があるのにも関わ らず、未認識の数理計算上の差益の 発生により、パラグラフ第58(b)項の 合計額が減少し、損失を認識すると いう不合理な結果となる場合がある ことから、パラグラフ第58A項によ り、これらの不合理の発生を防止す る規定が置かれている。すなわち、 報告期間の期首又は期末に積立超過 があり、かつ、返還又は将来掛金の 減少で回収されない場合、パラグラ フ第58項の適用により、当期の保険 数理計算上の差損又は過去勤務費用 の結果、利益の認識となってはなら ず、また、当期の数理計算上の差益 の結果、損失の認識となってはなら

この場合、パラグラフ第54項にお いて、次のものを即時に認識する。

- パラグラフ第58(b)(ii)項における 経済的便益の現在価値の減少を超 える範囲で、当期の保険数理計算 上の差損及び過去勤務費用を認識 する。
- パラグラフ第58(b)(ii)項における 経済的便益の現在価値の増加を超 える範囲で、当期の過去勤務費用 を控除した後の当期の保険数理計 算上の差益を認識する。なお、こ のパラグラフ第58A項の規定は、 平成14年の改訂により追加された ものである。
- (4) IFRIC第14号「IAS第19号 確

定給付資産の制限、最低積立要件 及びそれらの相互関係」

IFRIC第14号は、IAS第19号のパラグラフ第58項における「経済的便益」の内容と最低積立要件の取り扱いに関する解釈指針である。前述したように、IAS第19号のパラグラフ第58項においては、資産の上限への上限をの返還又は制度からの返還又は制度ないの大手可能な経済的便益の現在価値」という規定がなめては、IAS第19号で取り扱われていない。このため、経済的便益については、IAS第19号で取り扱われていない。このため、経済的便益について、具体的な解釈の取り扱いを明示しているのが、IFRIC第14号である。

(a) 経済的便益

返還又は将来掛金の減少という経済的便益は、制度が存在する地域における制度の契約条件及び法的要求によって、その利用可能性を決定する。

(i) 返還という形式の経済的便益

返還に対する無条件の権利を有している場合のみ利用可能として認識し、返還として利用可能な経済的便益は、返還として権利を有する金額から、関連する費用を控除した金額として測定する。

(ii) 将来掛金の減少という形式の経済的便益

将来の勤務に関連する最低積立 要件がない場合、将来掛金の減少 として利用可能な経済的便益は、 制度の予想存続期間又は当該企業 の予想存続期間の短い方の期間に おける各期間の将来勤務費用とな る。なお、将来の勤務に対する最 低積立要件がある場合については、 次の最低積立要件の中で説明する。

(b) 最低積立要件

最低積立要件は、制度の安全性を 高めるために、一定の期間にわたっ て制度に支払わなければならない掛 金の最低限の金額又は水準のことで ある。この最低積立要件は、確定給 付資産の減少又は追加の負債を生じ させる可能性があるので留意が必要 である。つまり、最低積立要件が不 利な状態になっている場合、フレー ムワークに記述されている負債の定 義、すなわち、過去の事象の結果と して生じた企業の現在の債務であり、 経済的便益の流出する結果となるも のについて、IAS第37号の不利な契 約の原則に従って、確定給付資産の 減少又は追加の負債を認識すること になる。

(i) 最低積立要件が負債を生じさせ る場合

最低積立要件によって、支払わ なければならない掛金は、将来の 勤務に関連する最低積立要件と過 去の勤務に関連する最低積立要件 に分かれるが、負債の定義から、 追加の負債を生じさせる可能性が あるものは、過去の勤務に関連す る最低積立要件である。したがっ て、過去に提供された勤務に関連 する最低積立要件による既存の不 足額を補う掛金支払い義務を有し ている場合、支払い後に利用可能 とならない範囲で負債を認識する ことになる。ここで、支払い後に 利用可能とならない範囲と規定し ているのは、最低積立要件による 掛金の支払いにより、将来掛金減 少による経済的便益が発生する場 合は、それを除くということを意 味している。

(ii) 最低積立要件が将来掛金の減少 という経済的便益に与える影響 将来の勤務に関連する最低積立 要件がある場合には、経済的便益 は、次の合計となる。

- 前払いにより、将来の勤務に 関連する最低積立要件の金額を 減額した金額
- 上記の前払いがなかったと仮 定した場合、制度の予想存続期 間又は当該企業の予想存続期間 の短い方の期間における将来勤 務費用から将来の勤務に関連す る最低積立要件による掛金を控 除した金額。ただし、ゼロ未満 にはならない。

なお、IFRIC第14号の当初の指 針化時において、企業が最低積立 要件の前払いを行うケースが考慮 されておらず、IASBが意図して いない結果を生じることから、最 低積立要件がある場合における制 度への前払いは、上記のように、 費用ではなく、資産として認識す る改訂が平成21年11月になされ、 平成23年1月1日以後開始する事 業年度から適用されることになっ た。

(公開草案)

公開草案においては、IFRIC第14号について、実質的な内容の変更をせず、公開草案の中に統合されている。これにより、IFRIC第14号は、廃止されることが提案されている。また、最低積立要件について、その定義が明確にされ、長期従業員給付制度に拠出するあらゆる強制力のある要求であるとして、公開草案の定義の中で明らかにされている。

6 包括利益計算書における表示

現行のIAS第19号においては、他の基準において、資産の原価に含めることが要求され、又は、許容されているものではない限り、次の項目

を損益に認識する。

- ① 当期の勤務費用
- ② 利息費用
- ③ 制度資産及び求償権の期待収益
- ④ 企業の会計方針に従い要求さ れる数理計算上の差異
- ⑤ 過去勤務費用
- ⑥ 縮小又は清算の影響
- ⑦ 損益の外で認識されるもので はない限り、パラグラフ第58(b) 項の資産の上限による影響

数理計算上の差異については、4 (3)で記述しているように、その他の 包括利益として認識する方法を適用 している場合、損益では認識されず、 また、それに加えて、パラグラフ第 58項(b)の資産の上限による影響につ いても、その他の包括利益として認 識する必要がある。また、現行の IAS第19号においては、上記の損益 に認識する項目について、包括利益 計算書の中において、単一の収益又 は費用項目として、表示することを 特定していない。IAS第1号「財務 諸表の表示」においては、営業損益 の区分表示は企業の任意であるが、 営業損益の区分を表示している企業 の包括利益計算書においては、例え ば、利息費用や期待収益を財務費用 として、営業損益の区分とは別に分 類表示している実務がみられる等、 企業間の比較可能性が損なわれてい るともいわれている(図2参照)。 我が国においては、これらの項目は 退職給付費用として一括して、営業 損益の区分に表示することが一般的 と考えられる。なお、IAS第19号に おける確定給付債務の現在価値の期 中における増加額である利息費用と 類似したものとして、廃棄、現状回 復及びそれらに類似する既存の負債

の時の経過を反映した変動額(時の 経過による資産除去債務の調整額) があるが、この変動額の処理につい ては、IFRIC第1号「廃棄、現状回 復及びそれらに類似する既存の負債 の変動」において、財務費用として 損益に認識することが明確にされて いる。

(公開草案)

現行のIAS第19号においては、各 費用項目の表示区分は、上記のよう に特定されておらず、比較可能性が 問題視されており、また、回廊アプ ローチによる遅延認識が認められて いることから、過去の期間における 損益が当期以降に認識されるか、又 は、認識されないといったことが生 じる。公開草案においては、長期従 業員給付費用については、回廊アプ ローチによる遅延認識を廃止して、 当期に発生した費用の遅延認識を認 めず、発生費用については、次の3 つの区分に分類して、表示区分を特 定する提案がなされている(図3参 照)。

- ① 勤務費用(当期及び過去の勤 務費用は、雇用費用として損益 に認識する。)
- ② 純額の利息収益(費用)(財 務費用として損益に認識する。)
- ③ 再測定(その他の包括利益に 認識し、損益には認識されない。)

(1) 勤務費用

過去勤務費用が発生した場合でも、 すべて発生時に認識されることから、 当期の勤務費用と一緒に、勤務費用 として損益に認識する。

(2) 純額の利息収益(費用)

制度資産に対する期待収益の考え 方を廃止して、貨幣の時間的価値か ら生じる純額の確定給付負債(資産)

の当期における変動額について、純 額の利息収益(費用)を財務費用と して損益に認識する。

(3) 再測定

再測定の定義においては、次の3 つの要素が、純額の確定給付負債 (資産)の再測定に含まれる。

- ① 確定給付債務における数理計 算上の差異
- ② 制度資産の収益(純額の確定 給付負債(資産)における純額 の利息に含まれた金額を除く)
- ③ アセットシーリングテストの 影響額(純額の確定給付負債 (資産) における純額の利息に 含まれた金額を除く)

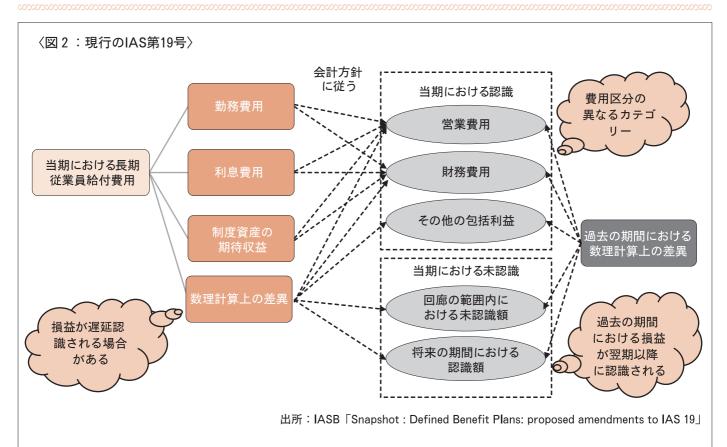
これらの再測定の要素は、その他 の包括利益に計上され、直ちに利益 剰余金に振り替えられる。その後は 損益にリサイクリングされることは ない。また、制度資産の実際収益の すべてが、再測定としてその他の包 括利益に認識されるのではなく、制 度資産の実際収益のうち、純額の確 定給付負債(資産)に割引率を乗じ て財務費用として損益に含められた ものを控除したものが、再測定とし て、その他の包括利益に認識される ことに留意が必要である。繰り返し になるが、再測定をその他の包括利 益に認識する提案がされている結果 として、現行のIAS第19号において 認められている数理計算上の差異を 発生時に損益として認識できるオプ ションが削除されていることにも留 意が必要である。

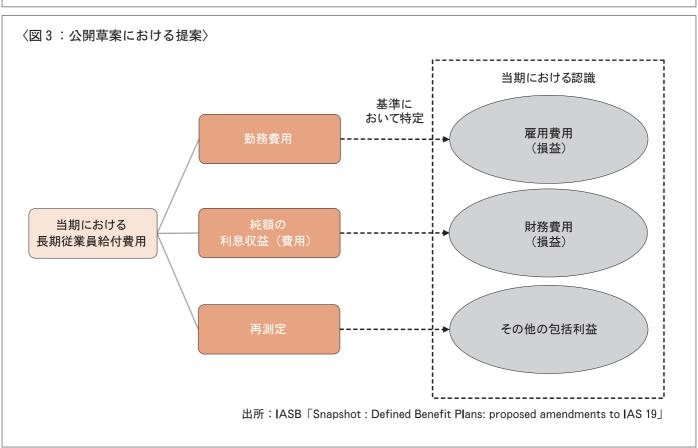
7 縮小及び清算

(1) 定義

縮小は、次のいずれかの場合に発 生する。

- 企業が制度の対象となる従業員





数の重要な削減を行うことを明確 に確約している場合、又は

- 企業が現在の従業員による将来 の勤務による重要な要素がもはや 給付として適格とはならず、又は、 減額された給付のみが適格である ように確定給付型制度の条件を改 定した場合

清算は、企業が確定給付債務の下 で支給する給付の一部又は全部につ いて将来の法的債務又は推定的債務 を解除する取引を結んだ時に発生す る。

特定の場合には、縮小と清算は、 同時に発生することがある。現行の IAS第19号においては、縮小と清算 の処理については、次に述べるよう に同じあるが、影響を個別に開示す ることが要求されていることから、 それぞれ把握する必要がある。また、 縮小と過去勤務費用については、ど ちらかに該当するかによって、処理 が異なることから、両者を区別する ことに留意する必要がある。IAS第 19号においては、将来の従業員の勤 務に関する減額の影響は縮小であり、 過去の従業員の勤務に関する変動は 過去勤務費用となることが明確にさ れていることから、特に、給付を減 額する退職給付制度の改訂が行われ た場合には、どちらか一方に該当す るのか、又は、両方の要素を含んで いるのか、つまり、負の過去勤務費 用の発生なのか、縮小による将来の 勤務の減額の発生なのか、それとも、 両者による複合的な影響が発生して いるのかについて区別する必要があ る。

(2) 処理

縮小又は清算に該当する事象が生 じた場合には、縮小又は清算の影響 を決定する前に、企業は現在の数理 計算上の仮定を使用して、関連する 制度資産とともに、債務を再測定し なければならない。再測定した後に おいて、未認識項目も考慮して、次 の項目から構成される縮小又は清算 による利得又は損失を認識する。

- 結果として生じるすべての確定 給付債務の現在価値の変動
- 結果として生じるすべての制度 資産の公正価値の変動、並びに、
- 以前に認識しなかったすべての 関連する数理計算上の差異及び過 去勤務費用

つまり、過去勤務費用における受 給権未確定分についての遅延認識と は異なり、縮小又は清算の処理に関 しては、即時に認識されること、ま た、関連する未認識項目についても 考慮する必要がある。これらの点が 過去勤務費用の処理と異なっている ため、給付の減額を伴う退職給付制 度の改訂の処理については留意が必 要となる。また、縮小又は清算に該 当する場合、以前に認識しなかった 関連する未認識項目を利得又は損失 に配分する必要があるが、この配分 方法について、IAS第19号において は、詳細かつ明確な基準はなく、例 示が示されているのみである。すな わち、縮小が、制度の対象となる従 業員の一部に関連する場合、又は、 債務の一部が清算される場合には、 以前に未認識であった過去勤務費用 及び数理計算上の差異の比例部分が 利得又は損失に含まれ、当該比例部 分については、より合理的な他の基 準がない限り、縮小又は清算の前後 の債務の現在価値を基準として決定 する例示がなされている。なお、数 理計算上の差異の処理について、回 廊アプローチを採用している場合、 回廊の範囲内にある部分については、

認識しなくてもよいが、縮小又は清 算による利得又は損失の影響を決定 する場合には、回廊の範囲に関わら ず、すべての未認識の数理計算上の 差異を対象にすべきものと考えられ る。

(公開草案)

公開草案においては、縮小による 利得及び損失については、損益に計 上するが、清算について、取引日に おいて、再測定された純額の確定給 付負債(資産)と清算価格の差額で ある清算による利得又は損失は、実 績修正と考えられることから、再測 定の要素として、その他の包括利益 に計上する提案がされている。した がって、縮小と清算の影響の処理に ついて、異なる提案がなされている ため、両者の区別は現行基準よりも 重要になるものと考えられる。また、 縮小と負の過去勤務費用の区別につ いても、縮小と過去勤務費用の影響 を区別して開示することから、引き 続き区別することが必要となる。

8 複数事業主制度

(1) 定義

複数事業主制度とは、次のような 確定拠出型制度(公的制度を除く) 又は確定給付型制度(公的制度を除 く)をいう。

- 共通支配下にない種々の企業に より拠出された資産をプールし、 かつ、
- 当該資産を複数の企業の従業員 に給付するために使用し、掛金及 び給付水準が、関係する従業員を 雇用する企業を識別することなく 決定されるもの。

複数事業主制度においては、1つ の年金制度において、複数の事業主 が加入していることから、他の事業 主の行動により、影響を受ける可能

性があるという特徴がある。複数事業主制度は、制度の条件によって、IAS第19号の基本原則に従い、確定拠出型制度又は確定給付型制度のいずれかに分類される。しかしながら、確定給付型制度の場合について、十分な情報が入手できない場合、次に述べる一定の例外が認められている。

(2) 確定給付型制度

当該制度に関連する確定給付債務、制度資産及び費用に対する企業の比例持分を会計処理するが、確定給付型であるが十分な情報を入手できない場合、確定拠出型制度であるかのように会計処理することが認められている。この場合には、次の「9開示」における確定給付型制度の開示に加えて、次の情報の開示が必要となる。

- 確定給付型制度である旨
- ・ 確定給付型制度として会計処理 するのに十分な情報を入手できな い理由、及び、
- ・ 当該制度の積立超過又は積立不 足が将来の掛金の金額に影響する 範囲において、次の事項を開示す る。
- 積立超過又は積立不足について 入手可能な情報
- 積立超過又は積立不足を決定す るのに使用した基準、かつ、
- (該当する場合)当該企業への 関連事項

(公開草案)

公開草案においては、企業が確定 給付型の複数事業主制度に参加して いる場合、確定給付型制度又は確定 拠出型制度のどちらで処理している か否かに関わらず、加入している複 数事業主制度に対する情報の開示を 追加する提案がなされている。

9 開 示

IAS第19号における確定給付型制度に関する開示事項は、財務諸表の利用者が当該制度の特質及び報告期間における当該制度の変動の影響を評価できるように、広範かつ詳細なものになっている。主要な開示事項及び特徴的な開示事項としては、次のようなものがある。

- ① 数理計算上の差異に関する会計 方針
- ② 制度の一般的説明
- ③ 確定給付債務の現在価値及び制度資産の公正価値の期首残高から期末残高への調整表
- ④ 未積立の制度から生じる確定給付債務の金額と積立又は一部の積立の制度から生じる確定給付債務の金額の分析
- ⑤ 次の項目に関して包括利益計算 書で認識した合計金額
 - 数理計算上の差異
 - パラグラフ第58(b)項による影響額
- ⑥ 数理計算上の差異をその他の包括利益で認識する企業においては、 その他の包括利益において認識した数理計算上の差異の累計額
- ⑦ 持分金融商品、負債性金融商品、 不動産及びその他の資産を含む制 度資産の主要なカテゴリーごとに、 各主要なカテゴリーの制度資産の 公正価値に対する割合又は金額
- ⑧ 制度資産の主要なカテゴリーの 影響を含む、制度資産の全体的な 期待収益率を決定するために使用 した基準の説明
- ⑨ 制度資産の実際収益又は資産として認識した償還権に対する実際収益
- ⑩ 報告期間末において使用した主要な保険数理計算上の仮定(次に該当するものを含む)

- 割引率
- ・ 制度資産の期待収益率及び資産として認識した償還権に対する期待収益率
- 予想昇給率(将来の給付増加の基礎となる制度の公式又は推定条件に特定された指数又はその他の変数の予想変化率)
- 医療費の趨勢率
- その他使用した重要な保険数 理計算上の仮定
- ① 次のものに関して、仮定された 医療費の趨勢率が1%増加した場 合と1%減少した場合の影響
 - 退職後医療費の要素に関する 当期の勤務費用及び利息費用の 合計額
 - 医療費に関する退職後給付債 務の累計額
- ② 当期及び過去4期間における次の金額
 - 確定給付債務の現在価値、制度資産の公正価値及び制度の積立超過又は積立不足、及び、
 - 制度負債及び制度資産から生 じた実績修正
- ③ 報告期間後に開始する年次期間 において、制度に支払われると予 想される掛金の事業主の最善の見 積り

(公開草案)

公開草案においては、確定給付型 制度に関する開示事項について、次 の3つに区分することが提案されて いる。

- 1 確定給付型制度の特性に関する説明
- 2 財務諸表における金額の識別 及び説明
- 3 将来キャッシュ・フローの金 額、時期及び不確実性に関する

情報

IFRS第7号「金融商品:開示」に おいては、現行のIAS第19号におけ る従業員給付制度から生じる従業員 の権利及び義務について、IFRS第7 号の適用除外としている。しかしな がら、公開草案における提案された 開示の一部については、IFRS第7号 の規定を基礎とした提案がされてい る。また、新たな追加開示事項を提 案するだけではなく、現行のIAS第 19号における開示事項のうち、上記 の⑫当期及び過去4期間における金 額については、削除することも提案 されている。

(1) 確定給付型制度の特性に関する 説明

これには、確定給付型制度の性質 に関する説明(最低積立要件や資産 の上限を含む)、制度に関するリス クやリスクの集中に関する簡潔な説 明及び制度の改定、縮小及び通常で はない清算に関する簡潔な説明の開 示が含まれる。

(2) 財務諸表における金額の識別及 び説明

この中には、純額の確定給付負債 (資産)の期首及び期末残高の調整 表が含まれるが、この調整表の中に おいては、純額の確定給付負債(資 産)の再測定として、次のものを個 別に開示することが求められる。

- ① 利息収益(費用)を除いた制度 資産の収益
- ② 人口統計上の仮定の変動から生 じた数理計算上の差異(通常でな い清算の影響を個別に示して)
- ③ 財務上の仮定の変動から生じた 数理計算上の差異(通常でない清 算の影響を個別に示して)
- ④ アセットシーリングテストの影

響額(純額の確定給付負債(資産) における純額の利息に含まれた影 響額を除く)

これ以外の開示事項としては、制 度資産の公正価値について、資産の リスク及び流動性の特性の区分に応 じて分解した開示、保険数理計算上 の仮定に関する定量的情報や、人口 統計上の仮定を決定するために使用 した手続の簡潔な説明及び昇給率の 影響を除外した確定給付債務の現在 価値(ABOともいわれる)の開示 を求める提案がされている。

(3) 将来キャッシュ・フローの金額、 時期及び不確実性に関する情報

これについては、重要な保険数理 計算上の仮定のそれぞれの変動が、 報告期間末における確定給付債務及 び報告期間における勤務費用に与え る影響に関する感応度分析、当該感 応度分析における方法と仮定及び前 報告期間からの当該方法と仮定の変 更、資産・負債のマッチング戦略の 詳細及び次の5年間における掛金が、 当該期間における勤務費用と大きく 異なる可能性を生じさせる要因につ いての説明を求める新たな開示が提 案がされている。

〈注〉

1 公開草案に対するコメントの提 出期限は、平成22年9月6日まで となっている。公開草案によれば、 平成23年6月末までに最終基準化 することを目指すことが予定され ており、適用時期については、平 成25年1月1日以降に開始する年 次報告期間より早まることはない ことの提案がされている。また、 適用に当たっては、遡及適用が予 定されている。平成22年10月12日 現在のIASBの作業計画表によれ

ば、公開草案における最終基準化 の予定は、平成23年第1四半期に なされる予定になっている。そし て、IASBは、平成22年10月19日 に、IASBが平成23年に公表を予 定している新しいIFRSの適用に 伴う時間と労力及びいつ発効させ るべきかについての関係者の意見 を集めることを目的とした意見募 集「発効日と移行方法」を公表し た。この意見募集においては、本 稿における公開草案も意見募集の 対象となるプロジェクトに含まれ ており、新しい要求事項への移行 の準備、新しい要求事項の発効日 と早期適用、国際的コンバージェ ンスの考慮及びIFRSの初度適用 企業に対する考慮の4つの大きな 論点について、平成23年1月1日 まで意見募集がされている。

2 解雇給付については、平成17年 6月に、IASBから公表された公 開草案「IAS第37号『引当金、偶 発負債及び偶発資産』の改訂」と 一緒に公表された公開草案「IAS 第19号『従業員給付』の改訂」の 中において、解雇給付の改訂が既 に提案されている。当該解雇給付 に関する公開草案では、解雇給付 の定義を次のように改訂すること が提案されている。すなわち、解 雇給付とは、従業員の雇用の終了 に関連して提供される従業員給付 であり、通常の退職日の前に、従 業員の雇用を終了するという企業 の決定の結果として提供される給 付たる強制解雇給付又は雇用の自 発的終了を受諾する従業員の決定 と交換に短期間に提示された給付 たる任意解雇給付のいずれかであ る。強制解雇給付は、従業員に通 知することにより認識され、任意

解雇給付は、従業員が解雇を受け 入れた時点で認識することが提案 されていた。しかしながら、平成 22年1月のIASBの会議において、 公開草案に対して受領したコメン トを基に、解雇給付は、解雇を契 機に支払われるものに限定し、将 来の役務提供の対価として支払わ れる給付は、退職後給付として取 り扱うこと、また、解雇給付の認 識時点は、企業が解雇給付の提供 の提案を撤回できなくなった時点 とすることで暫定合意され、平成 22年4月のIASBの会議にて、当 該変更につき、追加の公開草案の 公表の必要はないことを合意して いることに留意する必要がある。 なお、解雇給付の改訂については、 平成22年10月12日現在のIASBの 作業計画表によれば、公開草案 「確定給付型制度-IAS第19号の 改訂案」と一緒に最終化されるこ とが予定されている。

3 平成22年3月に、企業会計基準 委員会から公表された公開草案 「退職給付に関する会計基準(案)」 においては、未認識数理計算上の 差異と未認識過去勤務費用につい ては、現行のIAS第19号及び公開 草案とも異なる提案がされている。 我が国における公開草案において は、当期に発生した数理計算上の 差異及び過去勤務費用のうち、当 期に費用処理されない部分(未認 識数理計算上の差異と未認識過去 勤務費用)については、税効果を 調整の上、その他の包括利益を通 じて純資産の部のその他の包括利 益累計額に計上して、その後の期 間において、当期純利益を構成す る項目として、その他の包括利益 の調整(組替調整)を行うことが

提案されている。

- 4 IFRS第9号「金融商品」にお いては、当初認識時に、売買目的 で保有されている場合を除き、取 消不能な選択として、持分金融商 品の公正価値の変動について、そ の他の包括利益に表示することが できるオプションが認められてい る。これについては、公開草案と 同様に、その後の期間において、 損益にリサイクリングされないこ とは同じであるが、IFRS第9号 では、直ちに利益剰余金に振替え ることを要求しておらず、資本の 中において、累計の利得又は損失 を振替えることができるとしてお り、この点については、IFRS第 9号と公開草案におけるその他の 包括利益の取り扱いは整合してい ない。
- 5 現在、IASBにおいては、財務 諸表の表示プロジェクトを進捗さ せており、そのうちのIAS第1号 「財務諸表の表示」とIAS第7号 「キャッシュ・フロー計算書」を 置き換える分野を対象として、平 成22年7月に公表された公開草案 のスタッフ・ドラフト「財務諸表 の表示」において、その中核とな る財務諸表の表示原則として、 「一体性の原則」という概念を導 入して、事業セクションについて、 営業カテゴリーと投資カテゴリー に分けて、営業カテゴリーには、 キャッシュ・フロー計算書を除い て、営業ファイナンス・サブカテ ゴリーの区分表示を求める提案が されている。確定給付負債(資産) については、この営業ファイナン ス・サブカテゴリーに分類しなけ ればならず、営業ファイナンス・ サブカテゴリーに分類される資産

又は負債のファイナンス面に直接 関連する収益及び費用項目(利息 費用、期待収益)も、その他の包 括利益に表示することが求められ ている場合を除いて、当該サブカ テゴリーに分類することを求める 提案がされている。その一方で、 営業ファイナンス・サブカテゴリー には、営業ファイナンス負債を生 じた取引の一部として企業が発生 させた費用を含めてはならないと 提案しており、確定給付型制度に 関連する勤務費用については、営 業カテゴリーに分類することが提 案されている。また、包括利益計 算書の損益の部については、「営 業ファイナンス活動前の営業活動 による損益」の表示を求める提案 がされており、確定給付型制度に 関連する勤務費用と利息費用は 「営業ファイナンス活動前の営業 活動による損益」により区分され る。また、廃棄負債についても、 同様に、営業ファイナンス・サブ カテゴリーに分類しなければなら ない負債とされている。なお、当 該公開草案のスタッフ・ドラフト 「財務諸表の表示」は、現行のIAS 第19号を対象にしており、平成22 年4月公表の公開草案「確定給付 型制度-IAS第19号の改訂案」を 直接的に対象としているものでは ないが、再測定の要素をその他の 包括利益の項目として表示し、勤 務費用、財務費用及び再測定の要 素を3つに区分する考え方と整合 させている。

CPE

教材コード J020608 研修コード 210312 履修単位 2単位